

令和8年第1回三島町議会3月定例会会議録

招集年月日 令和8年2月8日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和8年3月5日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	鈴木 庄蔵
教育長	山口 浩	地域政策課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	町民課長	菅家 直人
会計管理者	星 保弘	生涯学習課長	舟木 孝治
総務課総務係長	北 舘 亮	総務課財政係長	青木 武彦

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 義幸
--------	--------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎議案第2号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第1、議案第2号、専決処分承認を求めるについて、令和7年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。副町長。

(副町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第2号、専決処分承認を求めるについて、令和7年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第2、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

(生涯学習課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。6番、大竹克昌議員。

○6番 反対する意見ではございませんが、全員協議会の方で説明もいただきました。中身について把握したつもりでございますが、学校運営協議会委員。これから大事な、協議会になって来ると思います。その中で他の議員さんからも、協議会委員の話が出ましたが、この委員選定する時に決まりきった委員にならないようにという意見が出ておりました。

どうしても委員を決めるとなると、学校長、PTA会長並びにその関わる人が選ばれるのかなと思いますが、どうしてもこの委員に選ばれた方に発言力の強い方がいますと、その意見が正しい方向に全て言ってしまうような傾向が見られるのではないかと思いますので、幅広く、小さな声も拾い上げられるよう、この委員を選ぶ場合は、学校関係者以外にも町民並びにそういった部類の中身によく分かる方を選んでいただいて、今後の学校のあり方について話し合っていたいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 全員協議会の方でもご説明させていただきましたが委員については、10名以内、対象学校の生徒児童または園児の保護者、対象学校の所在する地域の住民対象、学校の運営にする活動を行う者、小中学校の校長または保育所関係、行政職員の関係行政機関の職員、その他、教育委員会が適当と認める者というふうに決めています。いただいたご意見。まあ、真摯に受け止めながら、教育委員会の方で委員の方は、え、任命するようになりますので、いただいてご意見を元に、まあ、改めて協議をさせていただきたいと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今の、役員の選定なんですけれども、役職に就いてる人には任期というものがあるわけなんですけれども、任期が途中で切れた場合、暫定期間、その代行者で変わるわけですか？それとも、本人がずっとその任期期間中行っていくのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんです。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 こちらの方も規則の方で定めておりまして、基本的には委員の任期は2年としております。新たに、例えば、もし途中で、任期が切れて切れたというか、その職を辞められて、次の方になる場合は前任者の残忍期間とするというふうにしております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第4号、三島町町営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第4号、三島町町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第4、議案第5号、三島町情報通信施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。副町長。

(副町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第5号、三島町情報通信施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第5、議案第6号、第五次三島町振興計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

(地域政策課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、吉垣絵梨子義議員。

○8番 この計画を作るにあたって、職員の皆さんが知恵を出し合い、今回は全員協議会の説明ですと課を横断して作成されたということで、大変な労力もあったのかなと思います。

この計画自体に今回反対するとかそういうわけではないんですけども、今後のために質問をさせていただきたいと思います。まず、この計画を策定するにあたって、私が確認できたのは令和6年度、7年度に業務委託が行われているかだと思います。改めて、この計画策定にかかった、委託料ですとか、その他にかかった費用というのを教えていただけますでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 説明いたします。まず業務委託に関しましては、令和6年度と令和7年

度に行っております。令和6年度につきましては、町民のアンケートを実施したりとか、ワークショップを展開したり、町民の方々にこの意見交換というのをベースとして行っておりまして、令和6年度は約委託料330万円、お支払いしているところでございます。

令和7年度につきましては、実際の振興計画に当たりまして、現状整理ですとか、後は現企画取組の把握でまちづくり評価、回答紹介シートの回答の取りまとめですとか事業評価、基本構想の策定に当たりまして、人口ビジョン、そういった最新データとかというものを、委託しまして、令和7年度は759万円、委託料として、契約して行っております。また、その他、今回補正、今回の3月補正でも必要減額はしておりますけれども、印刷製本費を100万円計上しているところでございます。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと合わせて1000万以上の金額がかかっているかと思うんですけれども、今年度委託した部分に関して、その業者の方が入らないとこの計画策定というのはもちろんデータの部分であるとか。今回あの新しく町に通勤している方がいて、町の外に働かれる方がいてとか、そういった新しいデータっていうのもあったかとは思いますが、結局、中身を作っていくのは職員の皆さんが実際されていると思うんです。そういった点でここまでのこう委託が必要であったのかというところいかがでしょうか。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 確かに過去の今までの振興計画というのは、町長も何度かお話されておりますが、町独自の職員がずっと関わって行ってきたという経緯と歴史があります。ただ今回委託出したというのは、まさしく、今業務内容ですとか職員体制がですね非常に厳しいということもありまして、主に委託した理由としては、我々が提出したいろいろ策定したものの中身を精査していただくというのをメインとさせていただくつもりで、今回業務委託をしているということがございますので、やっぱりあの職員を一人もう専属で、今までもそうですけれども、対応させてやってるっていうことにはなかなか職員も今職員数が少ないものですから、できないっていうこともありまして、委託業務をさせていただくことございます

○議長 7番 吉垣絵梨子議員

○7番 この計画、職員の状況であるとか、そういったところ私も十分理解しているつもりです。今回の計画っていうのは5年間の計画だったと思います。10年振興計画自体は10年間の計画で前期の計画にもおそらく委託料がかかっているかと思いますが、そちらも教えていただけますか。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 5年前の振興計画、前期計画につきましては約500万の委託料をお支払いしております。今回ちょっと750万円と500万円の差でございますけれども、過去5年間から今までのその物価高騰というかですね、人件費高騰という、委託を伴うその専門家による委託の専門員の単価でございますけれども、これは我々の方も積算するのに当たりまして、国交省とかそういった国の振興計画の施策の基本単価に基づいて、設計をするんですけれども、5年間で12%から、1年間で12%ぐらいの上昇率がありますので、その上昇率のものによって単価が非常に上がってしまったということで、5年前と今の金額の差が出ているか

というふうに、うちでは精査してるところでございます。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと、こう一つの10年間の計画を作るのに、1500万円がかかったというか、かっているというふうに思うんですけども、町の財政状況であるとか、もちろん職員の業務負担ってところの視点もあるかと思うんですけども、今後もう町の今の財政状況を踏まえて、これだけの金額をかけてこの計画を作っていくということに対して町長はいかがお考えですか。

○議長 町長。

○町長 この辺で、我々の時代は自分でみんな5人ぐらい集まって、毎日毎日みんなでやって、勉強しながらやった。ところが我々の時代はいわゆるこう仕事の内容もどっちかというとなんかといわゆる、課長が言ったように、大変だなというようなことで、この隣接は委託でやっていた。三島だけがあのまあ突出して自分たちでやるというようなことでこれはあるある面、お金ばかりじゃなくて、やっぱり我々はどこにどうして生きていくのかっていう基本的なこうなんかこうポリシーがあったもんでそういうことでこうやってきたということで、今の時代また時代が変遷していますんで、やれということもできないし、やはりえこれからこの1500万円かけて1500万円に合うようないろいろな事業の展開をするということ、これから課せられた職員の力だと、そしていろいろ。集落に行ったり、いろいろな人とお話ししたりして、その力をこの三島町の振興っていう活性化のために頑張っていたきたい。今後はやはりその時代時代によってしまいますけども、やっぱり我々の時代、今の時代、そして次はどういう時代が来るのかなっていうようなことになると、おそらく人口構造を見ますと、だんだん少なくなると、そうした場合にはそこで生きた人がやはり判断するということが大事なかなというふうにあの考えておりますんで、これだということは、断定できない。私は立場としてもね、今の立場としても断定できないし。立派なものではきたというふうなことでございます。以上です

○議長 7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 はい、ありがとうございます。私自身もこれがいいっていうのがあるわけではないんですけど、今こう明確にあるわけではないんですけども、今後の提案として、やはりこう町長の時代に皆さんがこう知恵を出し合って作ってきたっていうのが、これからの本当に人口が少なくなっていく中で、どうやってこの町を考えていくのかっていう時にそういうったこう職員の皆さんですとか、町民の皆さんが本当に一緒になって作っていくっていうん形が実現していくのがいいのかなと思っていて、本当に、財政的な面も含めてそういうったことを考えていて、今の質問をさせていただきました。

続きまして計画の中身の部分なんですけれども、136ページの経済について、これは昨日の一般質問にも通ずるところになってくるんですけども、町の財政状況の目標として、実質公債費比率の目標が18%未満で、この数字っていうのは本当に許可団体にならない最低ラインの数字だって目標としてこれはいかがなものなのかっていうところがあります。

かつての前期の計画では、この実質公債費比率っていうのは4.1%というふうにあの記載されていまして。借金返していかなきゃいけない数字が決まっているので、現実じゃあ、目標通りに行くのかっていう部分も難しい部分があるのかなとは思うんですけども、今回

この18%っていう目標にした根拠、また前回4.1%っていうふうにしていた。その根拠っていうのを教えていただけますでしょうか

○議長 副町長。

○副町長 健全な財政運営の推進の中のいわゆるKPIの目標値でございますが、今現在の状況を考えましてですね、現実的に18%を超えないということが今後5年間の最低の目標である、いわゆる許可団体としてはならないようにするということを目標に、この数値を考えたということで、前回の計画ではですね。やはりその実質公債費比率そのものは非常に低かったというところもありますので、今は現実的に、低い目標というよりも、現実的な目標として、18%を超えないことをするという現実的な目標にしたところでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 承知いたしました。では経常収支比率に関しても目標が100%っていうところで、ここの根拠っていうのもなかなか財政状況厳しいの私も承知しているので、なかなか下げていくの難しいとも思うんですけども、やはり一般的には70だとか80だとかの数字があるかとは思うんですけども、この100%っていう数字だと、経常経費を削減していくっていう姿勢が見えないのかなというふうに感じるんですけど、いかがでしょうか

○議長 副町長。

○副町長 こちらについても、内容的には同じです。実際にその100を超えているというところから、経常的支出を経常的な収入で補っていないということがありますので、そこは行財政改革を進めながら、経常収支を減らしていく。その目標として経常的な収入の範囲内で、経常的な支出を抑えるということの現実的な目標として100%以内ということにしたところでございます。実際は、少なくなれば少なくなっただけ、財源が浮くわけでございますけれども、歳入の方というのがなかなか増やす方策が、今のところありませんので、今現在は昨年の方で支出を削減するというところで、現実的に100%をいかにしないようにするというのを今後5年間の目標としたところでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 地域政策課長の方から、振興計画審議委員会が開催されたその答申を発表していただきましたけれども、その中でもやはり財源に対することが何点か出ていたように感じられます。財源に関してはやっぱり三島町の住民にとって大変問題が大きいものと町民の人たちも考えておりますので、そのところはしっかりと、財源の確保していただいて、今の話だと、やっぱり財源はどうしても収入が少ないから削減するしかないっていうふうな方向で考えていくのは当然だと思いますが、町民生活に負担のかからないようなさ削減であってほしいなというふうに考えます。私が一番気にするのは、この答申にあった内容そのものが、この進行計画の中に大きく反映されていくのかどうなのかっていうのが一番心配なんですよね。その辺のところをこっちょっと確認したいんですけども。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 あくまで審議会を通して答申されて付託されているものでございますので、付託された具体的な取り組みに沿った形で振興計画を進めていきたいという考えているところでございます。

○議長 8番 五十嵐健二議員。

○8番 審議委員会の委員は各団体の代表でもあります。あのありますし、そうなれば町民の代表でもあります。ですから、町民の意見として、積極的にそれを反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 もう1回計画全体のことなんですけれども、この計画は三島町では5年間に分けて作られています。基本的には具現具体化するための基本計画を作るように言われているかと思います。5年ごとに前期後期で分ける理由と、まあその効果が十分発揮されているのかというところを教えてくださいませんか

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 振興計画でございますが、今の町の振興計画は、国のその総合計画策定とか、そういったものも含めて、この振興計画を作っているところでございます。やはりこちらを想定する形を取りますと、今の社会情勢のあり方、またはこの町の住民のニーズ、そういったものをこう時代の動向というのを常に確認しながらいけないと思っておりますので、今現在も、今回も前期と後期に分けた基本計画を策定したというところでございます。ただ、吉垣議員おっしゃる通りなところも一理ありますので、この後の今後についてもですね、もちろん議会の皆様と我々の方でも協議しながらこの計画のあり方については検討していきたいというふうに思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 3年間の実施計画でローリングされてる部分もあって、そこが現状を反映していくところだと思うので、私自身は本当に、今組んでいただいたんですけれども、5年ごとに作らなくても、もしかしたらいいのかなっていうようなところも、考えておりました。そのこと今後検討していただきたいと思います。合わせて、今三島町では後半の方で地区の目標が策定されています。今回この地区目標を策定するにあたって、私も自分自身の地区に参加しましたし、また町民の他の地区の町民の方からなかなかこの計画を作っていくのが難しいっていうお話伺っています。その点町としてはどのようにお考えですか。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 今回の地区目標につきましては、われわれ町職員が策定しております。1年間かけて地区に入りまして、地区の役員の方、地域住民の方々とどういったこれから地区目標を定めたいかということは1年間、地区に入りまして話させていただきました。

確かに高齢化になられている地区でもあるので、地区はもうあの計画作っても実際にできねえから、結局はいらないっていうような地区もございましたけども、今回私達としての取り組みとしてはまあそこに地区の役員だけではなくて、そこに住んでる、若い方々とか、現役世代の方々にもアンケートとか意見交換をしながら、とりえとりあえず全地区の地区目標を作ったところでございます。今後のその地区の目標の取り組みについては、確かに高齢化の問題ですとか、目標は策定したけどもなかなか実行できないというようなこともありますので、え、その辺については、今後私たちとしては、地区担当職員がうちの町は配属しておりますので、地区担当職員をもう少し積極的に地区に入っていて、そういった地区の課題ですとか、その地域の目標に向けてなんかアドバイスしたり一緒になって取り組みも、町として検討していかないと、進めていかないというふうに思ってお

りますので、そういった形で進めていきたいといいの持っております。

○議長　そのほか質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第6号、第五次三島町振興計画後期基本計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第6、議案第7号、過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。副町長。

(副町長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第7号、過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第7、議案第8号、権利の放棄について（水道使用料）を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第8号、権利の放棄について（水道使用料）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　日程第8、議案第9号、指定管理者の指定について（早戸交流拠点施設）を議題といたします。

説明を求めます。地域政策課長。

（地域政策課長、議案書により説明）

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番　吉垣絵梨子議員。

○7番　本日配られました事業報告書の13ページのところで、事業計画について掲載されています。ここには駐車場の拡張工事の早期実現を求めていくというふうにあるんですが、町としての考えですとかあと、平成21年に過去最高の来館者があったということで、そういったことを踏まえると、この駐車場の拡張工事がすなわち、集客につながるわけでもないのかなというふうに思ったんですが、そこら辺、町としての考えをお聞かせください。

○議長　地域政策課長

○地域政策課長　こちらの駐車場の拡張工事につきましては、町の方に要望等は上がっております。しかしながら、今うちの方としましては財政状況の問題ですとか、吉垣議員の御指摘のとおり、その駐車場の確保を拡張することによって、観光客の増とかですね、そういったことも考えられ、もう少し検証しなければならないところがございますので、こちらの方につきましては、再度、企業組合さんと話を密にしまして、実現できるかのタイミングを図っていきたいと考えているところでございます。

○議長　7番　吉垣絵梨子議員。

○7番　ぜひ組合の方とも協議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

合わせてここに一般入湯以外の料金に関する条例の改正も町に要望していくというふうにありますけれども、この点について具体的に町が把握している点を教えていただけますでしょうか。

○議長　地域政策課長

○地域政策課長　まだ具体的な数字は上がってきておりませんが、担当者レベルでの話になりますと、町民の料金をあげあげるといような話をしているところでございます。

ただ、ここ数年前にも2年前にも料金改定をさせていただいてるところもえで条例の範囲の中でやっていますが、今回の話につきましては、その今条例で定められている額以上の金額を話させておりますので、こちらの方もですね再度、組合の方と打ち合わせをさせていただいて、検討していきたいという考えてるんですが、慎重に行っていきたいと思っております。

○議長　7番　吉垣絵梨子議員。

○7番 よろしく願いいたします。その点について、来年度桐の里クラブが閉鎖されるといふことがあり、これまで日常的に使ってきた方々もたくさんいますし、また、お盆であるとか、ゴールデンウィークであるとか、帰省の方もたくさん桐の里クラブを利用して、料金が良心的っていうところもあって多くの方が利用していました。早戸温泉なかなか料金が町民の料金設定からすると、今高くなってる部分もあると思いますので、そういったところ慎重に本当に検討していただきたいと思います。これはすいません。意見でした。以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。8番 五十嵐健二議員。

○8番 この決算書は、賃借対照表など見れば分かるんですけども、赤字が大変非常に多くなっているということで、やはり料金の値上げは仕方がないのかなっていうふうに考えます。それで、町の情勢、財政状況もありますけれども、駐車場の件に関しては、先ほど吉垣議員が聞いたように、それは町と企業組合の方で話を持っていただいて進めていたことがいいのかと。それで、料金を値上げするってなると条例を改正しなきゃなんないわけですね。ですから、なるべく早く相手の方と話し合いをして、値上げをするんだったら、今なるべく早く条例であげていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。2番 青木喜章議員。

○2番 意見でも何でもなく。ちょっと伺いたい。事業年度の話です。損失処理案の日にちって、これはこれでよろしいんですか。令和7年1月31日からってなってるけど、事業年度は1月1日だけど。

○議長 地域政策課長

○地域政策課長 資料の誤りだと思いますので、1月1日からだと思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第9号、指定管理者の指定について（早戸交流拠点施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、11時15分まで休憩といたします。（午前11時03分）

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午前11時15分)

◎議案第10号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第9、議案第10号、令和7年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。副町長。

(副町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番 五十嵐健二議員。

○8番 土木費の住宅管理費で償還金、利子及び割引料の2,015千円。全員協議会でも説明を受けましたが、令和4年から令和7年まで扶養控除だとか、そういった条件のある方、料金を高く取っていたという形で還付だと思いますが、令和4年から7年まではその当時の条件で使用料を取っていたわけですから、別に問題はないというふうに思いますけれども、実際に料金を取っていて、その還付をするというわけです。私が聞きたいのは、そのチェック機能はどのようになっているのか。以前税金でもありましたよね。固定資産税を多くとって、その人に返したっていうような状況もあるわけですが、実際にこういった使用料だとか、入ってられる方、税金もそうですけれども、そういったもののチェック体制というのは一体どのような形で進めているのかちょっとお伺いします。

○議長 産業建設課長

○産業建設課長 チェック体制でございます。簡単に、住宅の使用料の算定の仕方から説明させていただきます。住宅の使用料につきましては、毎年、入居者の方から、収入額を申告していただきまして、そちらをもとに算定することになります。給与収入とか様々な収入がございますので、こちら毎年、変動がありますので、毎年、収入を申告していただき、それに基づき家賃を算定していくということになります。今回のいわゆる見抜けていたという部分につきましては、全員協議会でもご説明しましたとおり、平成30年の所得税改正の分が反映されていなかったということでございます。こちらにつきましては、いわゆる必ずこういった法改正があると、県国県からメールが来まして、それで担当者が確認して、これは改正しなきゃならないということで対応を行うわけですが、まず大きな原因はその担当者が見落としていたということが大きなところでございます。それに伴いまして、いわゆる毎年、先ほどの家賃算定に戻りますが、その収入申告を基に、この様々なあ、控除がありますので、控除をやって、計算して、それを今度はいわゆる係長課長がえ全部チェックしていくということになります。その際にも必ずですね、計算式1個1個、1人1人、確認しながら、間違いがないかというのをやっていきますが、その根本的な法改正の部分を誰も分からずに行ってしまったというのが大きなこととなりますので、やはり、こういった法改正がされるという部分につきましては、必ず情報を毎年チェックすることにも必要ですし、あと近隣町村も同じように町営住宅を抱えておりますので、そんなことで町営住宅とも他の市町村とかですね、近隣町村との情報交換の中のものやはりこういったことで必要になってくると思いますので、まずチェック体制につきましては今後まず、先ほど申しましたような情報収集、そして近隣市町村との情報の共有、そして、あとは我々、上司の方が必ず本当に間違いないのかということを原点に戻って調べて、それから回すと

というような形で、やはり慎重に、今後をやっていかなくならないということになりますので、そのような形で今後チェックの方も厳しく厳密にやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長 8番 五十嵐健二議員

○8番 ただいまの答弁を聞きますと、その改正になった場合にメールで送られてくるそれは担当者だけに送られてくるわけですか。

○議長 産業建設課長

○産業建設課長 役場のメールの受信体制が課の単位となっておりますので、必ず係長、課長なりが目にすることができますので、その係長課長も必ず来たら、これ来てるぞ、ちゃんと中身内容を確認してしなさいということの指示とともに、我々もその内容を把握して、そのことを十分に理解した上で、家賃の算定に臨むというようなことが必要になって。令和4年からこういう状況になってるわけですけど、そのチェック体制っていうのは、課長なり係長なりにもメールが来ているのであれば、その時点で分からなかったのかっていう話ですよ。過去の話になってしまいますが、抜けていたから、このようなことになってしまったということが十分考えられますので、こういった点も含めて我々、本当に間違いないのかということも、本当に確認していかなくならないということが今回の件で、やっぱりやはり痛感したところでございます。

○議長 8番 五十嵐健二議員。

○8番 そこに入って生活している一つの生活費の一部になるわけですから、その辺のところはしっかりと進めていただきたいと思いますので、今後このようなことがないようにしっかりとおチェック体制を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員

○7番 教えていただきたいのが24ページのえっと林業総務費のところで、休職中の職員の給与等の減額がなされていますが、休職中の場合の職員のその条件と言いますか、その給与の支払いであるとか、期末手当のその支払いであるとか、そういったところはどういう条件というか、規定のもとに行われているのか教えていただけますか

○議長 副町長。

○副町長 今ちょっと詳細までは、確実なものではございませんが、休職に当たってですね、休職期間の何ヶ月は、給料の何か月分は出ると規定等ございます。その後、休職期間のその給料を出す分の期間が過ぎますと、あとは町からは給料出ませんので共済組合の方から、その何割かは支給される仕組みにはなってございます。一定期間は町からは出ますけれども、町からその給料の何割かが出る。その期間が終了しますと、共済組合の方からその何割かが出るというような形の2段階になっているところでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 その規程っていうのを例規集にのって言って、私たちの方で確認できるものなのでしょうか。

○議長 副町長

○副町長 条例の方に規定されているということでございますので、条例の名前は職員の

給与に関する条例になっていると思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第10号、令和7年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。昼食休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、午後1時00分まで昼食休憩といたします。(午後0時06分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後1時00分)

◎議案第11号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第10、議案第11号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番 五十嵐健二議員。

○8番 総務費の運営協議会費、減額が大分大きいような感じにするんですけども、この理由はこういったものなのかちょっとお伺いします。

○議長 町民課長。

○町民課長 ご質問ですが、国保運営協議会こちらにつきましてはあの保険料の変更とかございました際に、開催するようになってございまして、当初は4回予定しておりました。結果としまして、2回で済みましたので、減額補正となっております。以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第11号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第11、議案第12号、令和7年度三島町路線バス事業特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。副町長。

(副町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第12号、令和7年度三島町路線バス事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第12、議案第13号、令和7年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第13号、令和7年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第13、議案第14号、令和7年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を議

題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 教えていただきたいことなんですけれども、6ページの広域連合納付金が130万円増額されてますが、そもそもこれはどういったえっと内容のもので、増額の理由を教えてくださいませんか。

○議長 町民課長

○町民課長 只今の広域連合納付金につきましては、前年度の精算金になりまして、前年度、広域連合の方に納付しました給付費ですね。いわゆる給付費について、6年度の精算が終わって、今回はお返しする分が多かったということで、その年によっては、逆に入ってくる場合もありますし、返さなくちゃいけない部分もあるということで、前年度の精算になりますので、よろしくお願いします。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 ちょっと私の理解が足りないので、もう1回聞かせていただきたいんですけど。えっと保険料の給付に対して町がもらっていたものが多すぎたっていう精算っていうようなことでよろしいのでしょうか。

○議長 町民課長

○町民課長 広域連合の方に前年度負担金として納めた金額がございます。それはある程度見込みで収めるものでございまして、三島町の後期高齢者に対する給付が大きければ、納めなくちゃいけないという精算になりますし、それが実績として少なければ帰ってくるという形になりますので、負担金として見込みでこう収めるんですが、それが実績と比較して精算という形で戻ってくる。

○議長 暫時休議いたします。

○議長 再開いたします。町民課長。

○町民課長 大変ちょっと分かりづらい説明になってしまいまして、申し訳ございません。えっとやはりあの、今まで収めた、負担金が足りてないということで、追加で収めなくちゃいけない負担金になります。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員

○7番 それは今年度足りなかったっていうお話でよろしいですかね。そうすると、それは要するに三島町の高齢者の医療を良い多く想定より使ったっていう理解でよろしいですね。

○議長 町民課長

○町民課長 すみません、こちらはやはり過年度になる前年度の部分で納めなくちゃいけないという形で、来てるものでございます。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第14号、令和7年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 次に、日程第14、議案第15号、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番 五十嵐健二議員

○8番 最後のページ6ページなのかな。その中で配水施設費、桧原地区という説明あったんですけども、これ500万円の増額になってるわけですけど、材料費の高騰とか、そういうことでの増額っていうふうに理解してよろしいんですか。

○議長 産業建設課長

○産業建設課長 議員を見込みのとおりで、まず材料費の高騰部分と合わせまして、舗装ですね。埋設する分で掘削いたしますが、その舗装の産廃が想定より、舗装厚が厚かったということで、約倍になったということがありまして、500万円合わせて500万円の補正となります。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員

○7番 桧原の敷設工事に関してなんですけれども、これは来年度繰越明許される事業でそれは今年度やらなかやれなかった分を来年度やるっていうことで、来年度の予算書を見ると、その事業が無いように見受けたんですけど、それは私の勘違いですかね。

○議長 産業建設課長

○産業建設課長 この事業につきましてですね。入札を終わって、契約して、今現在工事が、施行中ということでございますので、いわゆる契約した分、あと今回、補正で変更部分金500万あげてます。その分をそっくり繰越すという形になりますので、いわゆる予算書には出てきません。最終的には令和8年度の決算書で事業が終わりましたという流れでは出てきますのでそのようなもう既に契約されて工事が動いてるというご理解いただければと思います。

○議長 7番 吉垣絵梨子議員

○7番 今回、大登の水源ポンプの更新をされるということですけども、緊急を要することで、今回補正で上がってると思うんですけども、やはりこういったものっていうのは今後のことで考えると、施設のインフラの老朽化が進んでいて、こういったものの更新

ってというのは町としてはこう計画的にしていかなければならない部分だと思うんです。

本来こう大きなものっていうのは、私は当初予算であげるべきところかなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか

○議長 産業建設課長

○産業建設課長 今回の大登の浄水場のポンプなんですが、宮下県立病院の移転に伴いまして、新しい施設できます。そうしますと、排水量が当然増えますので、それに合わせて、工事に予定しておりましたが、今年のあの1月の寒波の頃からまず浄水場に入ってくる原水が寒波の影響で少なくなりまして、その際にポンプにちょっと過度な負荷がかかってしまって、パッキンとが一部やられたとか、そういった不具合がちょっと発生しまして、緊急的にいろんな様々な対応を取りまして、今なんとか出力ちょっと冬場ですので、水の使用量少ないということもありまして、ポンプの出力を落としながらやってございますが、ただこれから夏場に向け、どうしても使用料を増えてきますので、その前にポンプ入れ替えておかないと、ポンプが稼働停止してしまうと、給水が止まってしまうので、そうならないように、早急な対応が必要だということで、今回3300万円の補正をさせていただいたということになりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。5番 河越昭利議員

○5番 企業債充当不可による2480万円ですよね。6月補正で増額した分かなって。金額だけで見たらこうなるんですが、なぜその企業債が駄目だったのか。

○議長 産業建設課長

○産業建設課長 当初、工事費7520万円を契約しまして、1億円に、工事材料費が増えまして、2480万円増えましたが、県と協議ですね、そのタイミングで、いわゆる変更、さらに変更等が発生したということで、タイミングが起債の協議と契約変更のタイミングが合わなくて、想定していた起債メニューで、借り入れするということに対して、同意が得られなかったためと言うような内容でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第15号、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第15、議案第16号、令和7年度三島町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第16号、令和7年度三島町下水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時00分)